



2026年度  
研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業/  
ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）

**躍進コース** に関する説明資料

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
スタートアップ支援部

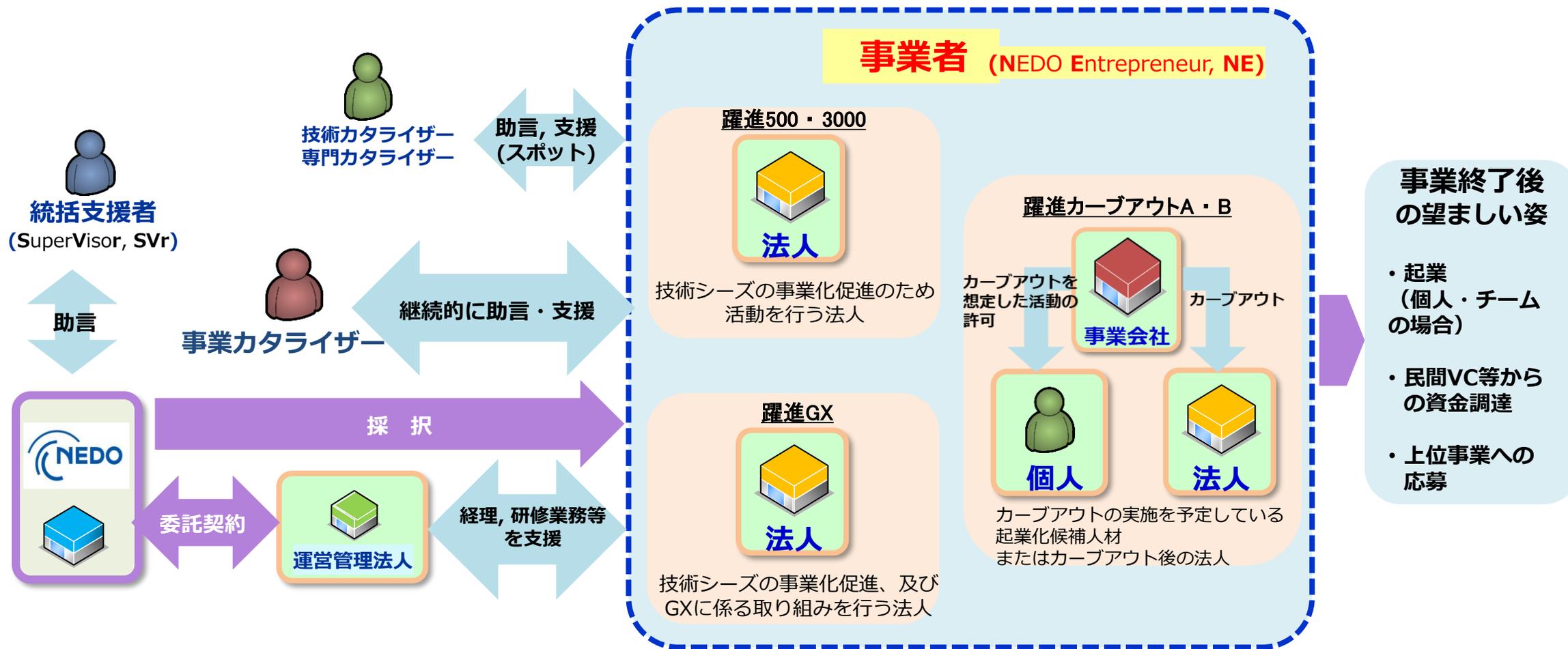
- 本資料は『公募要領』に準拠しておりますが、概要を掴んでいただくため内容を一部簡略化しております。
  - 詳細は『公募要領 2026NEP躍進500・3000』、  
『公募要領2026NEP躍進カーブアウトA・B』、  
『公募要領2026NEP躍進GX』をお読みください。
- 本資料内では、
  - ・「躍進コース500」「躍進コース3000」「躍進コースカーブアウトA」「躍進コースカーブアウトB」、「躍進コースGX」は、それぞれ「躍進500」「躍進3000」「躍進カーブA」「躍進カーブB」「躍進GX」と表記します。
  - ・ p. ▲ [1.1.] ⇒ ▲ページ項目 1.1.
- 本事業は政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画 等が変更される場合があります。  
**最新の情報につきましては、本公募のHPをご確認ください。**

# 事業概要

躍進コース		500	3000	カーブアウトA	カーブアウトB	GX
対象者	応募時	個人・チーム又は法人		個人・チーム又は法人		個人・チーム 又は法人
	交付決定先	法人		カーブアウトを 想定している 個人・チーム	カーブアウト後の 法人	法人
活動内容		事業化可能性の調査 事業化促進に向けた研究開発、実証 (ビジネスモデルのブラッシュアップ、市場調査、試作品の設計および製作等)				
補助対象費用※1		500万円未満 (税込)	3,000万円以内 (税込)	500万円未満 (税込)	3,000万円以内 (税込)	3,000万円以内 (税込)
補助率		1/1 (NEDO負担100%)		3/4 (NEDO負担75%) ※2		1/1 (NEDO負担100%)
補助額		[補助対象費用] × [補助率1/1]		[補助対象費用] × [補助率3/4]		[補助対象費用] × [補助率1/1]
事業期間		12か月以内				

※1 : 課税事業者が消費税の仕入税額控除を適用している場合、消費税は補助金に含まれません。(自己負担)

※2 : 残り1/4は事業者側で調達する必要があります。



## < 事業カタライザーの役割・業務 >

- 採択者のビジネスモデルのブラッシュアップに対する助言
- 起業・VC等からの資金調達に向けた助言
- 採択者にとって有益な外部人材の紹介
- 想定顧客や技術シーズを活用できる想定現場へのコンタクト

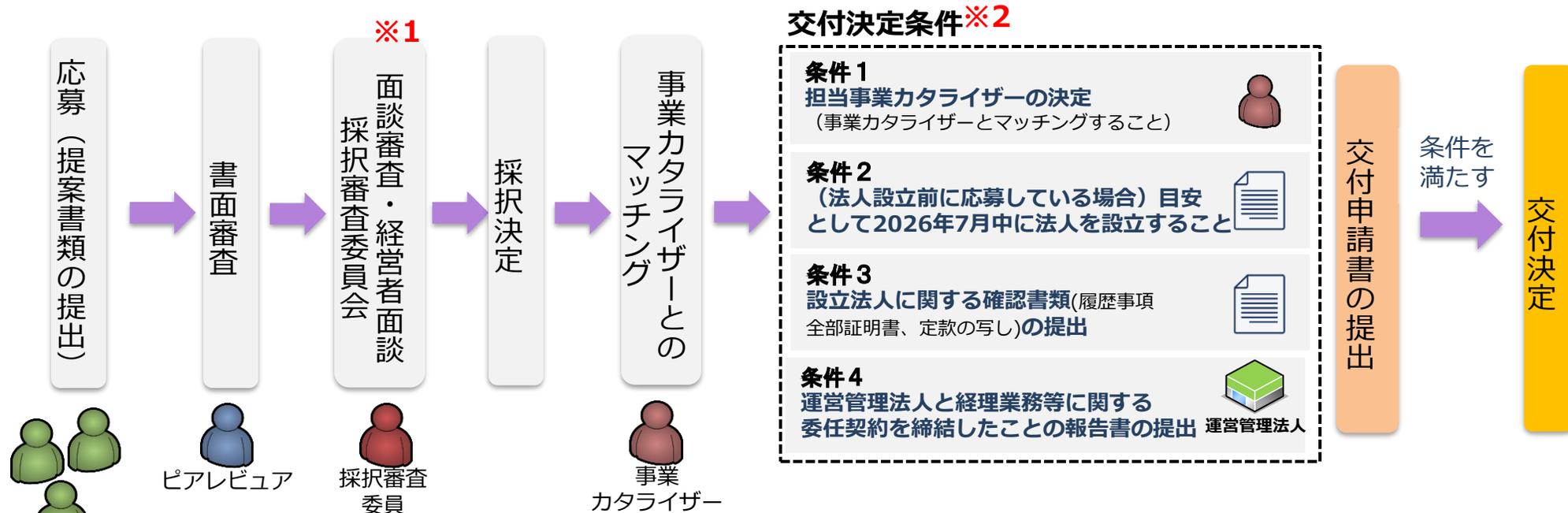
## < 運営管理法人の役割・業務 >

- 事業者の進捗管理
- 中間検査及び概算払等に係る書類作成支援
- 経理業務に対する支援・管理等の実施
- 研修実施における会場の確保・設営・周知
- 確定検査に係る書類作成支援

## < 事業者(NE)の業務 >

- 研究開発
- 発注・納品・検収・支払等
- 検査対応
- 事業終了後のNEDOへ報告

2026年		
3月9日	: 公募開始	
4月17日正午	: 公募締め切り	
5月中旬～6月上旬頃	: 書面審査	
6月中旬頃	: 経営者面談*、採択審査委員会（プレゼンテーション審査*）	(*)対象者のみに通知
7月上旬頃	: 採択者の決定	
7月中	: カタライザーマッチング	
8月中～下旬頃	: 交付申請書の提出、応募タイプに応じた交付条件への対応	
9月上旬	: 交付先の決定、交付決定通知の発信、事業開始	



※1: 躍進500、躍進カーブA : 面談審査  
 躍進3000・躍進カーブB、躍進GX : 経営者面談&採択審査委員会

※2: 採択通知後、原則、45日以内に条件を満たすこと  
 ・躍進500、躍進3000、躍進カーブB、躍進GX : 条件1,2,3が必要  
 ・躍進カーブA : 条件1、4が必要

次に示す要件を満たす「法人」による応募が可能です (事業開始までに法人設立予定の個人・チーム含む)

- ① 具体的な技術シーズに基づくビジネスモデルのもと、日本国内で事業活動の開始や資金調達を目指している者 (大企業からのカーブアウトを含国籍は問いません。
- ② 法人設立前の場合、交付申請書の提出までに設立する必要があります。(目安は7月中旬に設立)
- ③ 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- ④ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑤ 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ⑥ 補助事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- ⑦ 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な処理能力を有すること。
- ⑧ 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有する、あるいは支援によって必要な技術経営力を獲得する見込みがあること。
- ⑨ 補助事業を円滑に遂行できるよう、事前に共同研究予定機関等と調整すること。

◎ **法人を設立済みの者（企業）のうち、本公募開始（2026年3月9日）の時点で以下の全ての条件を満たす者。**

- ① 公募要領 別紙2 に示す中小企業基本法等に定められている中小企業者の定義に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。
- ② 新たに法人を設立する場合は設立当初より本応募事業を事業化することを目的としている法人であること、または、すでに事業活動を行っている法人の場合はその法人による「新規事業」であって、当該事業を将来的に分社化する等の構想があること。
- ③ **事業化に向けた資金として、提案額以上の出資・融資等の投資を受けていないこと（但し、出資・融資等とは、業として出資・融資を行う者（事業会社等の法人を含む）による投資を対象とし、これに該当しない個人投資家による投資は対象外とする）。**
- ④ 設立した新法人が既存の法人と「関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条（定義）5項）」及び「子会社(会社法 第二条（定義）三項）」の関係にないこと。
- ⑤ 技術研究組合でないこと（技術研究組合は本事業の対象外）。

◎ **法人を設立済みの者（企業）のうち、躍進500の要件を満たし、かつ、以下要件を満たす者。**

VC等から「出資関心願／出資関心確認書」の提出を受けられる者。

但し、提出が提案書の提出期限までに間に合わない場合は、**2026年5月15日（金）正午までに追加で提出すること。**「VC等」の要件は、以下の通りとする。

- 業としてスタートアップへの投資機能を有し、躍進コース事業者の事業化支援を行う機能を有する企業（ベンチャーキャピタルやシードアクセラレータ等）であること。
- 躍進コースが対象とする技術領域の事業化を支援する能力（ハンズオン能力）を有すること。特に、販路を含め、具体的かつ広範なネットワークを有すること。
- 日本国内において、躍進コース事業者の事業化を支援する拠点を有し、ハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
- 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと

- ① 具体的な技術シーズに基づくビジネスモデルのもと、日本国内で事業活動の開始や資金調達を目指している者。個人・チーム員の国籍は問いません。
- ② **カーブBで法人設立前の場合、交付申請書の提出までに設立する必要があります。(目安は7月中に設立)**
- ③ 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。
- ④ 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑤ 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ⑥ 補助事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること。
- ⑦ 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な処理能力を有すること。
- ⑧ 研究開発の成果を事業展開に結びつけるために必要な技術経営力を有する、あるいは支援によって必要な技術経営力を獲得する見込みがあること。
- ⑨ **補助事業を円滑に遂行できるよう、事前に所属事業会社、共同研究予定機関等と調整すること。**
- ⑩ **商用のプロダクトからすでに収益やキャッシュフローの発生している事業を外部化するものではないこと。**  
※一定の収益やキャッシュフローが発生している事業であっても、有償サンプルの販売等の研究開発に起因するものであれば上記には該当しません。

- ① カーブアウトの実施に向けて取り組む個人・チームであること。
- ② 応募事業を実施するための法人を設立しておらず、交付申請書の提出までに設立する予定がない者。
- ③ 所属事業会社が記載した「支援対象証明書」の提出が可能である者。但し、提出が提案書の提出期限までに間に合わない場合は、2026年5月15日（金）正午までに追加で提出すること。
- ④ 本事業に係わるメンバーに関して、仮に前職を離職している場合には、当該前職の離職時に結んだ念書・誓約書等の制限条項に抵触していないこと。

## 設立法人あるいは設立しようとする法人が以下の法人の条件を満たすこと。

法人を設立済みの者（企業）のうち、本公募開始（2026年3月9日）の時点で以下の全ての条件を満たす者。

- ① カーブアウト後の法人（法人設立前だが、カーブアウトして法人設立を予定している個人・チームを含む）であること
- ② 別紙1に示す中小企業基本法等に定められている中小企業者の定義に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。且つ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。
- ③ 設立した新法人が既存の法人と「関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条（定義）5項）」、「子会社(会社法 第二条（定義）三項）」の関係にないこと。
- ④ ただし、②、③の場合であっても、VC等※（既存の法人が有するCVCや、既存の法人がLP出資しているVCは除く。）から「出資関心願／出資関心確認書」を提出できる場合、かつ、提案書の事業化計画書の中で、将来的に元の事業会社の出資比率を低下させ独立する計画を有している場合は対象とする。なお、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、計画が予定通り行われなかった場合には、その旨を公表（NEDOホームページ等）します。（必要に応じ、NEDOから当該状況を確認させていただく場合があります。）

※「VC等」の要件は、躍進3000と同じ

設立法人あるいは設立しようとする法人が以下の法人の条件を満たすこと。

- ⑤ 技術研究組合でないこと（技術研究組合は本事業の対象外）。
- ⑥ 元の事業会社が記載した「支援対象証明書」の提出が可能である者。但し、提出が提案書の提出期限までに間に合わない場合は、2026年5月15日（金）正午までに追加で提出すること。  
※元の事業会社からカーブアウトした際に、カーブアウト後の法人が経営の主導を持つ旨の書面等が交わされている場合は写し等を併せてご提出ください。

◎ **躍進3000の要件①～⑤を満たし、かつ、以下要件を満たす者。**

- ① 補助事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組\*」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料4の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。

\* ) <https://gx-league.go.jp/>

- ② また、「GXに係る取組申告書」には、補助事業の実施を通じて実施する予定のCO2排出削減のための取組を記載すること（補助事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じたCO2の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。

項目	躍進カーブA	躍進500・3000、 躍進カーブB、躍進GX
<b>I. 機械装置等費</b> 1.土木・建築工事費 2.機械装置等製作・購入費 3.保守・改造修理費	(※1) 処分制限財産 の購入 <b>不可</b>	(※1) 処分制限財産 の購入 <b>可</b>
<b>II. 労務費</b> 1.研究員費 2.補助員費	<b>可</b> (※ 費用計上するためには就業規則等の整備など、諸条件を満たす必要あり。 詳細は、事務処理マニュアル「IV 労務費」(※2)をご確認ください。)	
<b>III. その他経費</b> 1.消耗品費 (資材・部品・消耗品等) 2.旅費 (国内外旅費・滞在費・交通費) 3.外注費 (ソフトウェア・ハード設計請負外注) 4.諸経費 (光熱水・会議・委員会・通信・借料・通訳 図書資料・運送・関税等の費用)	<b>可</b> (※躍進カーブAは「3.外注費」における処分制限財産の購入は不可) (※いずれも「4.諸経費」における <b>特許出願費用</b> は <b>不可</b> )	
<b>IV. 委託費・共同研究費</b> (※3)	国内の学術研究機関等 <b>のみ可</b> (補助金総額の <b>25%以内</b> まで。間接経費は直接経費の <b>30%上限</b> で計上可。)	

(※1) 処分制限財産：取得単価が税抜50万円以上、かつ使用期間1年以上の消耗品費以外の物品等

(※2) <https://www.nedo.go.jp/content/100958950.pdf>

(※3) 代表者及びチームメンバーと利益相反関係にある相手先との共同研究は対象外となります。

# 応募方法と審査について

## (1) 提案書類の作成

「公募要領」, 「提案書書き方説明資料」  
及び提案書類に記載の説明などに従い  
日本語で作成してください。

### 【提出ファイル (書類一式)】

- |   |  |
|---|--|
| 01_別添1:提案書 (word)※様式1と様式2含む             | } 審査用ファイル (PDF)<br>※上記①~③をまとめて1つに      |
| 02_別添2:主任研究者研究経歴書 (word)                |  |
| 03_別添3:提案者情報 (word)                     |  |
| 04_別添4:ワークライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 (PDF) | } 提出ファイル (zip)<br>※上記①~③をまとめて<br>1つに圧縮 |
| 05_別添5:事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料 (PDF)      |  |
| 06_別添6:NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票 (PDF)     |  |
| 07_追加資料1~7 ※必要資料はチェックシートを確認ください         |  |

## (2) 提出方法

作成した提案書類は、**指定URLへのアップロードでのみ提出を受け付けます。**

上記の提出ファイルを一つのzipファイル(25MB以内)としアップロードしてください。

### 【提案書類の電子データのアップロード先】

<https://sys-startup.nedo.go.jp/form/pub/nedo04/yakushin2026>

## (3) 提出期限

**2026年 4月17日 (金) 正午 (アップロード完了)**

※VC等からの『出資関心願/出資関心確認書』及び『支援対象証明書』のみ、  
**2026年5月15日 (金) 正午まで**の提出延長を認めますので、NEP事務局 ([NEP@nedo.go.jp](mailto:NEP@nedo.go.jp)) 宛てにメールでご提出ください。

実施項目 ※1	躍進500	躍進3000	躍進カーブA	躍進カーブB	躍進GX
書面審査	○	○	○	○	○
面談審査	○	—	○	—	—
経営者面談、採択審査委員会	—	○	—	○	○
契約・交付審査委員会	○	○	○	○	○

**※1)**

- ・書面審査：提案書類に基づいた外部専門家等による審査
- ・面談審査：NEP事務局にて面談後、外部有識者から委嘱した審査委員による録画等確認審査
- ・経営者面談：NEP事務局にて面談
- ・採択審査委員会：外部有識者から委嘱した審査委員によるプレゼン審査
- ・契約・交付審査委員会（NEDO内開催）：審査結果及びNEDO基準に基づき採択者決定  
（選定は非公開で行われるため、『審査の経過等、審査に関する問い合わせ』には応じられません）

(1)本事業の趣旨との整合

(2)人物評価

(3)技術評価

(4)事業性評価

(5)資金調達に関する評価

詳細については公募要領をご参照ください。

躍進カーブA	: 対象経費の消費税分の自己負担が可能なこと <sup>(※)</sup>
躍進500・3000、 躍進カーブB、躍進GX	: 対象経費の消費税分の自己負担が可能なこと <sup>(※)</sup> 対象経費の必要な資金（一時的な立替え）、資金計画があること

(※) : 消費税の仕入税額控除を適用している課税事業者に限る

(6)その他

**下記の提案には一定の優遇措置有り。**

- ・ NEDOが後援等を行った地域のピッチイベント等でNEDO賞を受賞した者
- ・ NEP開拓コースで最優秀賞・優秀賞を受賞した者
- ・ 「従業員への賃金引上げ計画の表明書」の提出者
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定を受けている法人
- ・ 事業会社が保有する革新的な技術等のカーブアウトによるディープテック・スタートアップ創出等促進事業【2】実証事業からの創出者

## 2026年7月上～中旬頃の予定

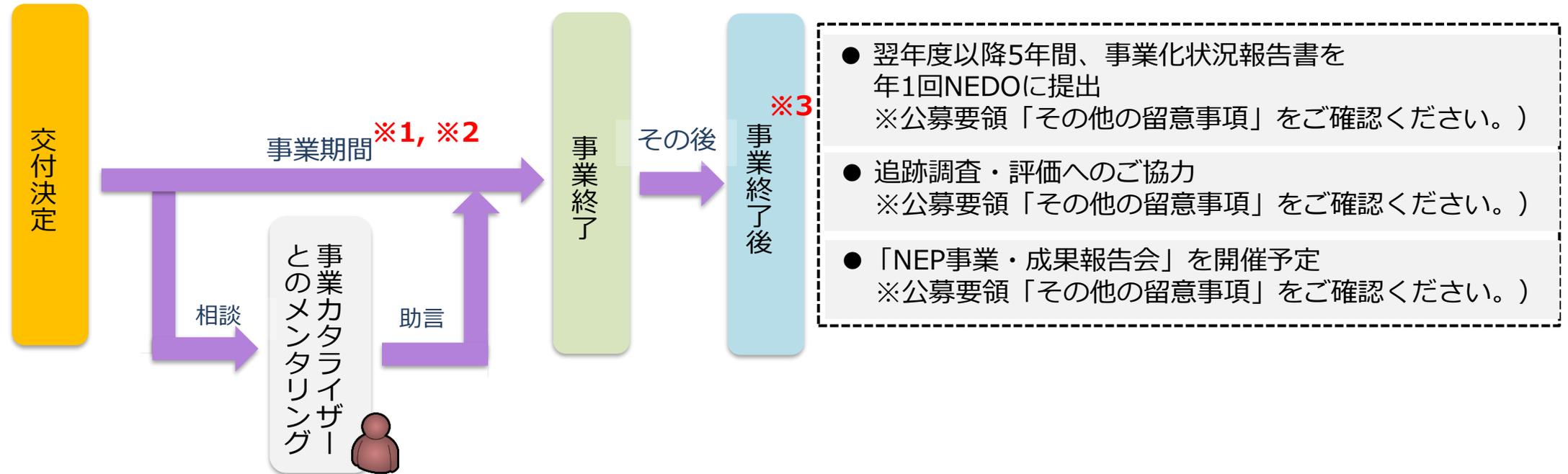
採択案件 : 提案者に対し、その旨を通知  
NEDOのウェブサイトで公開  
(提案者の氏名または法人名、補助事業の名称、補助事業の概要、  
交付決定された補助金の額)

不採択案件 : 提案者に対し、その旨を通知  
NEDOのウェブサイトでの公開はしない  
(不採択理由は回答いたしません)

※ 個別の事情により、採択された個人名の公表がその時点で適切でない場合には、  
一時的に公表を留保し、事業開始後に速やかに且つ適切な時点で公表します。

**採択通知を受けた事業者には、速やかに交付申請書類の提出およびカタライザーのマッチングを  
行っていただき、事業開始（9月1日予定）までに交付決定の手続きを進めます**

**交付決定以降  
(事業開始以降)**



【備考】 ※1:事業期間は躍進コース共通で交付決定日から2027年8月31日まで（12か月以内）です。

※2:各研修を企画・実施します（原則すべてに参加頂きます）。

※3:事業終了間際に改めて周知いたします。

# 留意事項

- 同一の技術開発課題ですでに他の補助金等を受けている場合、本事業への応募は不可。

- 同一の技術開発課題で、**同時期に他の補助金等との応募は可。**

※本事業と「その他補助金制度」が重複して採択された場合、重複支援の可否に関してご相談ください。

※「その他補助金と併用」した物品等の購入は計上できない場合有り。  
(詳しくは要領「2.3. 補助対象費用」に記載の各費目及び事務処理マニュアルをご参照ください)

- 併願については、「躍進GXと躍進3000」の組み合わせ、及び「躍進GXと躍進カーブB」の組み合わせは併願が可能ですが、そのほかの組み合わせは併願できません。

## ● 処分制限財産の取り扱い

補助事業で取得した機械装置等の財産所有権は補助先にあります。ただし、補助金執行の適正化の観点から、**補助事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。**

なお、本事業における**躍進カーブA採択事業者は、処分制限財産を取得することができません。**

## ● 確定申告について

NEDOの補助金を含む国庫補助金は、一時所得として整理(所得税法第34条第一項)されます。費目によっては控除対象等になることが想定されますので、**確定申告を漏れなく実施**してください。  
(確定申告には支出に関する証憑類(発注書、納品書、請求書、等)が必要になるので適切に管理をしてください)

# (参考) 過去のNEP経験における本公募の応募可否について

(公募要領参照) 躍進500・3000 : p.28,18、躍進カーブA・B : p.29,18、躍進GX : p28,17



過去に同一テーマでNEP事業に採択された経験の有無に応じて、応募可否が異なりますので、以下の表を確認してください。

過去のNEP経験	躍進500	躍進3000	躍進カーブA	躍進カーブB	躍進GX
NEP事業の経験なし	可	可	可	可	可
NEPタイプA[個人]*	可	可	不可	可	可
NEPタイプA[法人]	不可	可	不可	可	可
NEPタイプB・SUI	不可	不可	不可	不可	不可
NEP躍進コースA	可	可	不可	可	可
NEP躍進コースB	不可	可	不可	可	可
NEP躍進コースC	不可	不可	不可	不可	不可
NEP躍進コース500	不可	可	不可	可	可
NEP躍進コース3000	不可	不可	不可	不可	不可

※2018年度および2019年度のNEP事業者は「NEPタイプA[個人]」としてご確認ください。

NEDO  
スタートアップ支援部  
NEP事務局

E-MAIL : [NEP@nedo.go.jp](mailto:NEP@nedo.go.jp)

- 詳細は公募要領をご参照ください。
- ご不明な点は、上記アドレスまでお気軽にご連絡ください。